

赤穂市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び赤穂市財務規則（昭和39年赤穂市規則第6号）第46条の3第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲2丁目2-31 SMBC 豊洲ビル
- 2 指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
赤穂ふるさとづくり寄付金
(決済手段) クレジットカード決済
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、双方別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。